（現金自動支払機等）

第九条　規則第七十条第一項第七号に規定する主務大臣等が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。

一　現金自動支払機

二　現金自動預金機

三　現金自動預入払出兼用機

四　その他法第二十一条第一項から第三項までの規定により営む業務の全部又は一部を営むための機械

（商工組合中央金庫の子会社ができる業務から除かれる業務）

第十条　規則第七十条第二項第七号に規定する主務大臣等の定める業務は、法第二十一条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、商工組合中央金庫並びにその子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。

2　合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得により、前項に規定する業務に該当する業務に属する契約に係る権利義務が生ずることとなったときは、当該契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては権利義務が生じた日から一年以内の期間に限り、当該契約に関する業務は、同項に規定する業務に含まれないものとする。

二　主として商工組合中央金庫関係集団の営む業務のために営むものである場合　前条第一項第二号の要件を満たしていること。

（新設）

（商工組合中央金庫の子会社ができる業務から除かれる業務）

第十二条　規則第七十条第二項第七号に規定する主務大臣等の定める業務は、法第二十一条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、商工組合中央金庫の子会社、子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。

（新設）

（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）

第十一条　規則第七十条第二項第八号に規定する主務大臣等の定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　前号の特定金銭債権が、商工組合中央金庫又はその子会社が合算して、基準議決権数（法第四十条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える特定会社の議決権（法第八条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。

三　特定会社が、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。

四・五　（略）

2　法第十四条の規定は、前項第二号又は第五号に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

3　規則第十二条の二の規定は、前項において法第十四条の規定を準用する場合について準用する。

（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）

第十三条　規則第七十条第二項第八号に規定する主務大臣等の定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　前号の特定金銭債権が、商工組合中央金庫又はその子会社が合算して、基準議決権数（法第四十条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える特定会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）を取得し、又は保有している商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。

三　特定会社が、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設又は隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。

四・五　（略）

2　法第四十条第八項の規定は、前項第五号に規定する議決権について準用する。

3　規則第七十八条の規定は、前項において法第四十条第八項の規定を準用する場合について準用する。